

団体割引 **20%適用**

東京海上日動の「がん」に備えるための

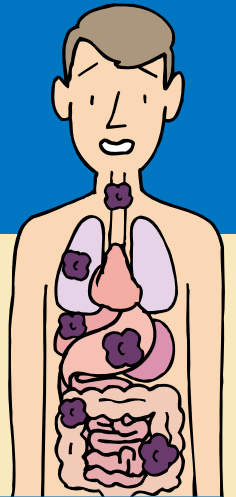
45歳～49歳間 50万円コースの場合

月々 **580円**

※保険料は令和7年1月1日の満年齢により異なります。

# がん治療応援保険

(正式名称:団体総合生活保険)



## 「がん」は全ての人にとって身近な病気です。

日本人の4人に1人が「がん」で死亡し、  
2人に1人は一生のうちに何らかの「がん」にかかる\*2  
といわれています。 \*1 厚生労働省人口動態統計 \*2 国立がん研究センター

動画で  
チェック!



### がん治療応援保険の特長

☑ 「がん」(上皮内新生物、白血病を含む)と診断確定されたときは**保険金(一時金)**をお支払いします。

**保険金(一時金)**は契約内容に応じて **50万円～300万円** の6種類です。

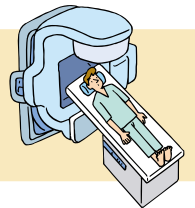
- **がん治療を取り巻く環境は大きく変わっています。**  
「外科手術・抗がん剤治療・放射線治療」に加え、「免疫治療」や「ゲノム医療」などの新しい技術が日々開発されています。
- **がん治療には費用がかかります。**  
陽子線治療等の先進医療は、技術料だけで300万円近い自己負担になる場合もあります。さらに、「免疫治療」などの新しい技術により、費用がますます高額化していくことが考えられます。
- 一時金が受け取れるため、今後の治療の選択肢が広がり、また自己負担の助けとなるなど、安心して治療に専念することができます。



☑ 「がん」が再発、転移したときにも**保険金(一時金)**をお支払いします。

**保険金(一時金)**は契約内容に応じて **50万円～300万円** の6種類です。

- 目で確認できるがんをすべて取り除いても、検査でも確認できないような小さながんが残っていて再び現れたり、いったん縮小したがんが再び大きくなったり、別の場所に同じがんが出現することがあります。



☑ 「がん」で**先進医療**や**患者申出療養**を受けたときに**保険金**をお支払いします。

保険期間を通じて  
**がん先進医療** の場合は **500万円** を限度とし、**がん患者申出療養** の場合は **2,000万円** を限度とします。

☑ **補償開始日からの待機期間はありません。**  
(補償開始日前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入は無効となります。)

☑ **ご加入の際、医師の診査は不要**です。  
加入申込書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。加入申込書の健康状態告知事項に該当する場合、お引受けできません。

☑ **東京海上日動の「サービス」**をご利用いただけます。  
「メディカルアシスト(緊急医療相談など)」「介護アシスト(電話介護相談など)」「デイリーサポート(法律相談など)」  
※サービスの詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

申込み資格 | 愛知県内に住んでいるかまたは勤務している方(令和7年1月1日時点で満18歳から満74歳までの方) 詳しくは中面をご覧ください。

## お支払いする保険金の種類

保険金の種類	タイプと保険金額					
	50万円 コース (Dタイプ)	100万円 コース (Aタイプ)	150万円 コース (Eタイプ)	200万円 コース (Bタイプ)	250万円 コース (Fタイプ)	300万円 コース (Cタイプ)
<b>がん診断 保険金</b>	がんと診断確定*1されたとき 入院の有無に関わらず保険金 (一時金)をお支払いします。*2					
<b>がん 再発転移 保険金</b>	がんで所定の治療*3を受けた後、 治療を受けたがんが再発または 転移したと診断確定*1されたときは、 治ゆや最終の診断確定日からの期間に かかわらず保険金をお支払いします。					
<b>がん 先進医療 保険金</b>	がんで先進医療*4を受けたときに 保険金をお支払いします。					
<b>がん患者 申出療養 保険金</b>	がんで患者申出療養*5を 受けたときに保険金を お支払いします。					
	保険期間を通じ <b>500万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>500万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>500万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>500万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>500万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>500万円</b> 限度
	保険期間を通じ <b>2,000万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>2,000万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>2,000万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>2,000万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>2,000万円</b> 限度	保険期間を通じ <b>2,000万円</b> 限度

\*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

\*2 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。詳しくは「がん補償の概要等」をご確認ください。

\*3 所定の治療については、「がん補償の概要等」をご確認ください。

\*4 先進医療については、「がん補償の概要等」をご確認ください。

\*5 患者申出療養については、「がん補償の概要等」をご確認ください。

## 保険料表（月払）

● **団体割引20%適用** ※ご加入口数は1口のみです。

<u>令和7年1月1日時点の</u> 被保険者の満年齢	50万円 コース (Dタイプ)	100万円 コース (Aタイプ)	150万円 コース (Eタイプ)	200万円 コース (Bタイプ)	250万円 コース (Fタイプ)	300万円 コース (Cタイプ)
18～19歳間 (H17.1.2～H19.1.1生)	130円	220円	300円	390円	460円	550円
20～24歳間 (H12.1.2～H17.1.1生)	90円	140円	180円	230円	270円	320円
25～29歳間 (H 7.1.2～H12.1.1生)	140円	240円	330円	420円	520円	610円
30～34歳間 (H 2.1.2～H 7.1.1生)	200円	360円	520円	670円	830円	980円
35～39歳間 (S60.1.2～H 2.1.1生)	290円	520円	760円	990円	1,230円	1,470円
40～44歳間 (S55.1.2～S60.1.1生)	410円	770円	1,130円	1,480円	1,850円	2,210円
45～49歳間 (S50.1.2～S55.1.1生)	580円	1,120円	1,660円	2,190円	2,720円	3,260円
50～54歳間 (S45.1.2～S50.1.1生)	960円	1,860円	2,780円	3,690円	4,600円	5,500円
55～59歳間 (S40.1.2～S45.1.1生)	1,530円	3,010円	4,500円	5,980円	7,460円	8,940円
60～64歳間 (S35.1.2～S40.1.1生)	2,230円	4,410円	6,590円	8,780円	10,960円	13,140円
65～69歳間 (S30.1.2～S35.1.1生)	3,040円	6,040円	9,040円	12,030円	15,030円	18,020円
70～74歳間 (S25.1.2～S30.1.1生)	3,890円	7,740円	11,580円	15,430円	19,270円	23,120円
75～79歳間 (更新のみ)	4,810円	9,570円	14,330円	19,080円	23,840円	28,600円
80～84歳間 (更新のみ)	5,650円	11,260円	16,860円	22,470円	28,070円	33,670円

※ ご加入いただける方は、令和7年1月1日時点の満年齢が18歳以上74歳以下の方となります。

※ 保険料は、令和7年1月1日時点の満年齢によって決まります。中途加入時においても令和7年1月1日時点の満年齢による保険料となります。

(次回更新以降の保険料は、更新時の満年齢により異なります。また、割引率の変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。)

# お申込みにあたって

## 令和7年始期スケジュール表

加入申込日 (郵送の場合は消印日)	保険料の払込方法		補償開始日
	口座振替	クレジットカード決済	
令和6年10月1日～31日	12月23日	12月15日	令和7年 1月1日
令和6年11月1日～30日	1月21日	1月15日	令和7年 2月1日
令和6年12月1日～31日	2月21日	2月15日	令和7年 3月1日
令和7年 1月1日～31日	3月21日	3月15日	令和7年 4月1日
令和7年 2月1日～28日	4月21日	4月15日	令和7年 5月1日
令和7年 3月1日～31日	5月21日	5月15日	令和7年 6月1日
令和7年 4月1日～30日	6月23日	6月15日	令和7年 7月1日
令和7年 5月1日～31日	7月22日	7月15日	令和7年 8月1日
令和7年 6月1日～30日	8月21日	8月15日	令和7年 9月1日
令和7年 7月1日～31日	9月22日	9月15日	令和7年10月1日
令和7年 8月1日～31日	10月21日	10月15日	令和7年11月1日
令和7年 9月1日～30日	11月21日	11月15日	令和7年12月1日

※保険料の払込み後1か月程で東京海上日動より団体保険加入者票を発送いたします。

※このパンフレットでお申込みいただけるのは、令和7年9月末日申込み分(郵送の場合は9月末日消印分)までです。令和7年10月1日以降のお申込みをご希望の方は、組合まで加入申込書をご請求ください。

### ■ 申込み資格

- ① 愛知県内に住んでいるかまたは勤務している方
- ② 令和7年1月1日時点で満18歳から満74歳までの方(更新は満84歳まで)
- ③ 加入申込書の健康状態告知事項に該当しない方

### ■ 保険の対象となる方(被保険者)

愛知県共済生活協同組合(以下「組合」という。)の組合員であり、かつ、加入申込書等に「保険の対象となる方(被保険者)」として記載された方をいいます。

### ■ 申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認いただき、加入申込書に必要事項を記入、署名、捺印のうえ、組合にご郵送ください。

### ■ 出資金の払込方法

初回保険料の払込み時のみ、出資金1口(100円)を合わせて払い込んでいただきます。

### ■ 保険料等の払込方法

保険料等の払込みは被保険者本人名義の「預貯金口座振替」もしくは「クレジットカード決済」のいずれかをご選択ください。

#### 〈預貯金口座振替を利用する場合〉

初回保険料等は加入申込日(郵送の場合は消印日)の翌々月21日に指定の預貯金口座から振り替えます。第2回以降の保険料は毎月21日に振り替えます。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

#### 〈クレジットカード決済を利用する場合〉

初回保険料等は加入申込日(郵送の場合は消印日)の翌々月15日に指定のクレジットカード決済による払込みとなります。第2回以降の保険料は毎月15日に立替決済いたします。

※指定のクレジットカード決済による払込みの場合、口座引落し日はカード会社によって異なります。

(注)指定のクレジットカードの有効性等を確認させていただきます。クレジットカード会社においてお取り扱いできない場合があります。組合は、クレジットカード情報の非保持化をしているため、委託業者がその情報を保持しています。

### ■ 保険期間

令和7年1月1日午前0時から令和8年1月1日午後4時までの1年間  
(中途加入の場合の保険期間:加入申込月の3か月(翌々々月)後の1日午前0時から令和8年1月1日午後4時まで)

### ■ 保険料等のお支払いと補償の開始

補償開始日は組合が加入申込書を受取り、保険料等の支払いを受けた後に上記の表に従います。

#### 〈預貯金口座振替を利用する場合〉

保険料等が振替えできなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料等を振り替え、当初予定の補償開始日に遡って補償が開始されます。

#### 〈クレジットカード決済を利用する場合〉

クレジットカードの有効性等の確認ができない場合は、組合の定める方法により保険料等を払い込んでいただきます。

※上記いずれの払込方法においても、払込猶予期間内に保険料等の払込みがない場合は、ご契約は不成立となります。

### ■ 生命保険料控除証明書

この保険は生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

### ■ 契約内容の変更等について

組合までご連絡ください。必要書類をお送りいたします。ただし、保険期間の途中で保険金額を増額することはできません。

### ■ 保険金のご請求

事故受付センター(東京海上日動安心110番)に直接ご連絡をお願いいたします。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110** (受付時間:24時間365日)



## 保険の対象となる方ががん\*1と診断確定(再発・転移を含みます。)された場合や、がん治療のため先進医療や患者申出療養を受けられた場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。がん\*1と診断確定されたときに、がん\*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん\*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

**【ご注意】**初年度契約の保険始期前にかん診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

保険金をお支払いする主な場合	
<b>がん補償基本特約</b>	<p><b>がん診断保険金</b></p> <p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●初めてがん診断確定された場合</li> <li>●この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ただし、がん再発転移補償特約が付帯されている本契約については、適用しません</li> <li>●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>▶がん診断保険金をお支払いします。</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p>
<b>がん再発転移補償特約</b>	<p>がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がん診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手術 ●放射線治療 ●抗がん剤治療 ●造血幹細胞移植</li> <li>▶がん再発転移保険金をお支払いします。</li> </ul> <p>ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。</p> <p>*1 他の臓器に転移した場合に限りです。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。</p>
<b>がん先進医療特約</b>	<p>がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合</p> <p>▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <p>i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療</p>
<b>がん患者申出療養特約</b>	<p>がん診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合</p> <p>▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。)</p> <p>*2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <p>i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用</p> <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療</p>

### 【「がん先進医療特約」における粒子線治療\*1費用のお支払いについて】

「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療\*1について、一定の条件\*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療\*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。\*変更・中止となる場合があります。

\*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

\*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療\*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

## メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間\*1  
24時間365日  **0120-708-110**

### ● 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### ● 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### ● 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### ● がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### ● 転院・患者移送手配\*2


転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
※正確なお客様対応を行うため、発信番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。  
\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

## デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

 **0120-285-110**

### 【受付時間】

いずれも土日祝日、  
年末年始を除く

○法律相談	午前10時～午後6時
○税務相談	午後2時～午後4時
○社会保険に関する相談	午前10時～午後6時
○暮らしの情報提供	午前10時～午後4時

### ● 法律・税務相談\*1

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。  
[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

### ● 社会保険に関する相談\*2

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

### ● 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。


\*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

\*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

## 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

 **0120-428-834**

### 【受付時間】

いずれも土日祝日、  
年末年始を除く

○電話介護相談 午前9時～午後5時  
○各種サービス優待紹介 午前9時～午後5時

### ● 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### ● インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### ● 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて、優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します\*3。

※ お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

### ■ ご注意ください(各サービス共通)

○ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。○ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。○一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。○各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。○メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

## ご加入内容に関する大切なお知らせ

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容になっていることを再度ご確認ください。加入申込書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

この保険は、愛知県共済生活協同組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として愛知県共済生活協同組合が有します。

このパンフレットは令和7年1月始期のがん補償（団体総合生活保険）の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくご確認ください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までお問い合わせください。

## ご加入時のお問い合わせ先（代理店）



# 愛知県共済生活協同組合

〒460-0025 名古屋市中区古渡町11番33号


受付時間 9:00~17:00（土・日・祝を除く）

 **0120-08-5555**

<https://www.aichi-kyosai.or.jp>



引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当部署:愛知公務金融部  
名古屋市中区丸の内2丁目20-19  
 0120-188-000 (受付時間:平日9:00~17:00)

2024年8月作成 24T-000757